

2025年(令和7年)

3月号 vol.268

千葉市消費生活センター

暮らしの情報

# いずみ

悪質商法 ひかからん蔵



令和7年1月 相談件数



448件

(前月比: ▲48件)

(前年同月比: ▲26件)

掲載内容

- 「暮らしの巡回講座」のご案内
- 新生活準備特集～春に多発するトラブル回避法～
- 令和6年度消費生活相談概要(年度中間)
- 消費者被害注意報

## 「暮らしの巡回講座」のご案内

消費生活センターでは消費生活に必要な知識を学んでいただくために、地域の集まりや講座・講演会などに講師を派遣しています。ぜひご利用ください!

オンライン講座  
もできます!



令和7年度 テーマ・対象・内容

所要時間 1時間程度(8は1～1.5時間)

1 君ももうすぐ成年～18歳になると何が変わる?～	2 キャッシュレス決済とローン・クレジット	3 悪質商法から高齢者・障がい者を守ろう	4 悪質商法の手口と対処法
【若者向け】	【若者向け】	【見守り活動者向け】	【全ての方向け】
未成年と成人の契約の違い、消費者トラブル、クレジットカード利用時の注意点を学べます。	キャッシュレス決済等の仕組みや利用時の注意点を学べます。 (講師協力:日本貸金業協会)	悪質商法の手口、見守りのポイント、支援のための法律や制度を学べます。	最新の相談事例から悪質商法の手口とその対処法を学べます。
5 インターネットの知識とその被害に遭わないために	6 金融トラブル事例の紹介と防止策	7 身近なところからSDGs	8 知っておきたい製品事故に関する豆知識
【全ての方向け】	【全ての方向け】	【全ての方向け】	【全ての方向け】
インターネット契約時や検索時の注意点、ネットトラブルの注意点を学べます。	消費者金融からの借入れトラブル事例と注意点を紹介します。 (講師協力:日本貸金業協会)	食品ロスやフェアトレードについて学べます。	身近な製品や設備の事故、誤った使用方法による事故について学べます。

**対象** 市内に在住・在勤・在学の概ね15人以上のグループ・団体

**会場** 申込者側で用意  
(消費生活センター諸室も無料で利用可能)

**費用** 無料 (講師への謝礼、交通費不要)

**日時** 月～金曜日 9:00～17:30  
(土日祝日、年末年始を除く)

### 申込方法

開催希望日の2か月前までに、申込書を郵送又はFAXでお申し込みください。電子申請も可能です。

**詳細は、ホームページをご覧ください**

千葉市消費生活センター  
電話:043-207-3602  
FAX:043-207-3111



# 新生活準備特集～春に多発するトラブル回避法～

春は、進学や就職、転勤により、多くの学生や社会人が新しい環境で生活を始める季節です。そこで今回は、2月から4月にかけて多く見られるトラブルと注意すべきポイントをご紹介します。



## ◆賃貸住宅の原状回復トラブル

**事例1** 賃貸マンションを退去後、フローリングの張替え費用などを含む高額な原状回復費用を請求された。

**事例2** 25年間住んだアパートを退去した際、通常損耗だと思ふ箇所の修繕費用や契約書に記載のない費用を請求された。

### 「原状回復」とは？

借主の故意・過失による損傷や通常の使用方法とは異なる使い方による損傷を元に戻すことです。

### トラブルの特徴

賃貸借契約は長期間にわたることも多く、入居時の記録がないと、退去時の損傷が通常損耗にあたるか判断が困難になり、貸主と借主の修繕範囲や費用分担でトラブルが発生しやすいです。

## トラブル防止のポイント

### ① 契約前 契約書類をよく確認

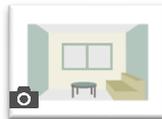
例えば「ハウスクリーニング費用は全額借主負担」のように、国土交通省が示した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」とは異なる内容が特約事項で定められている場合もありますので、契約内容を必ず確認しましょう。

「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について



### ② 入居時 物件の現況をよく確認

できる限り貸主側と一緒に、壁の傷や床の汚れなどを確認し、写真で記録しましょう。



### ③ 入居中 トラブルがあったらすぐ相談

入居時から設置されていた給湯器などの機器に不具合が起こったり、水漏れなどのトラブルが起きたりしたら、すぐに貸主側に連絡し、どうすればよいか相談しましょう。

### ④ 退去時 納得できない点は質問を！

精算の結果、納得できない費用が請求された場合は、ガイドラインを参考に貸主側に説明を求めましょう。敷金の有無により、退去時の費用負担が異なるためよく確認しましょう。

## ◆引越直後の訪問販売トラブル

**事例1** 突然やってきた事業者に、「安くなるので賃貸アパートの他の住人もみんな契約した」と都市ガスの契約先の変更を勧められ契約したが、クーリング・オフしたい。

**事例2** 新築マンションに引越した際、管理会社からの紹介だと言う事業者に訪問され、防カビ工事等の契約をしたが管理会社とは関係がなくウソだった。

### トラブルの特徴

突然訪問してきた事業者に勧誘されて契約したが嘘だった、といったトラブルが多く見られます。中には目的を告げずに電気やガスの「検針票を見せてほしい」と言い契約変更させる事業者もいるので、注意が必要です。

## トラブル防止のポイント

**その場ですぐに契約しない** まずは事業者名や連絡先、訪問の目的などをよく確認しましょう。

**安易に個人情報伝えない** 名前や年齢を聞かれたり「検針票を見せて」と言われたりしても、すぐに応じないようにしましょう。

**クーリング・オフが可能** 訪問販売で契約した場合は、8日以内であれば解約できます。

**不安に思ったらすぐにご相談ください！**

千葉県消費生活センター

☎ **043-207-3000** (相談専用)

# 令和6年度消費生活相談概要(年度中間)

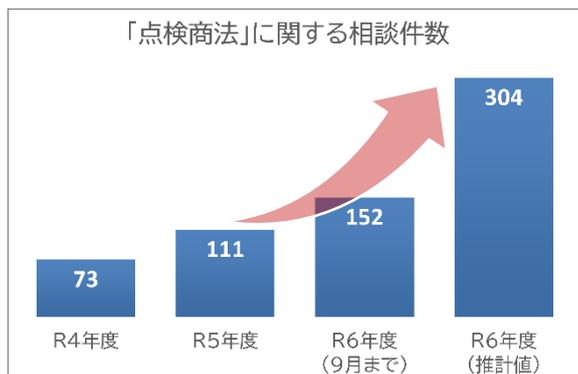
令和6年9月までに寄せられた相談件数は2,964件で前年度同期間(令和5年4月~9月:3,090件)と比べ126件(△4.1%)減少しました。

## 相談の多かった商品・サービス

1位	商品一般 294件	商品が特定できない、又は商品が複数の分類にまたがっている相談(事例)「クレジットカード会社から身に覚えのない請求を受けた」
2位	役務その他 サービス 145件	役務に関する相談(事例)「ネット閲覧中にウイルス感染したと警告が出たので、セキュリティサポート契約をしたが詐欺ではないのか」
3位	賃貸アパート 96件	集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート等(事例)「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない」

## 「点検商法」に関する相談が急増 ↗

「無料で点検をする」などと突然事業者から電話や来訪があり、給湯器、屋根、分電盤などを点検後、「すぐに修理しないと大変なことになる」などと不安をあおり高額な契約を勧誘する「点検商法」に関する相談が急増しています。「市役所やガス・電力会社から委託を受けた」と身分を偽る場合もあります。事業者の話をするのみにせず、また安易に点検させずに、不安を感じたらすぐに消費生活センターに相談しましょう。



### 【点検商法の相談内訳】 (件)

順位	令和6年度(4月~9月)	令和5年度
1	給湯器 90	屋根 67
2	屋根 27	給湯器 13
3	分電盤 4	外壁 6



## 消費者へのアドバイス

- ◇ 断りたいときはインターフォン越しに話すなど対面での対応はせず、断ってもなかなか事業者が帰らない場合は最寄りの警察署又は110番に通報しましょう。
- ◇ 事業者の話をするのみにして慌てて契約せず複数の事業者から見積りをとるなど、工事の必要性や金額、契約内容を十分に検討し納得した上で契約しましょう。
- ◇ 「ガス」、「点検」と言われると契約中の事業者と思いがちですがそうとは限りません。電話や訪問で点検を持ちかけられても、その場で決めず、自分で契約先のガス会社や給湯器メーカーに連絡しましょう。
- ◇ 屋根工事の勧誘で「保険金で自己負担なく工事ができる」と言われても、実際に保険金が支払われるかはわかりません。保険金の申請については必ず契約している保険会社等に直接尋ねましょう。また、嘘の理由で保険金を請求すると、保険会社から保険金の返還請求や保険契約の解除をされる可能性があるほか、刑事罰(詐欺罪)に問われる可能性もあります。
- ◇ 今年度、分電盤に関する相談が急増しています。家庭用電気設備は、「電力会社が4年に1回以上の頻度で調査を実施すること」が義務付けられていますが、点検の予定時期について事前に電力会社から書面でお知らせが届きます。日頃から法定点検について確認し、不審に感じた場合、電力会社や電気保安協会等に問い合わせましょう。

## 国際電話番号（+1や+44などから始まる電話） による詐欺の電話にご注意！

最初に「+（プラス）」が表示される番号は、国際電話です。

電話に出ると、官公庁や実在の企業をかたり架空の料金を請求されたり、個人情報を読み出されたりすることがあります。また、折り返し電話をすることで高額な通信料を請求されたりします。

**事例 1** +1で始まる番号から着信があり電話に出たところ、すぐに電話が切れた。国際電話のようだが、高額な通話料を請求されるのではないかと不安だ。

**事例 2** +44で始まる番号から着信があり電話に出たら、総務省を名乗る相手からであり、「あなたの電話は2時間後に使用できなくなります」「オペレータとお話を希望の方は1を押してください」という内容の自動音声流れた。怪しいと思いすぐに電話を切ったが詐欺なのか。



### 消費者トラブル防止のために

- 「+（プラス）」から始まる不審な番号からの電話には出ず、かけ直さないでください。
- 身に覚えのない内容の電話はすぐに切るようにしましょう。
- 日本の通信会社で契約している電話番号に国際電話がかかってきた場合、日本国内で電話に出ても通話料金などは発生しません。ただし、国際電話に折り返して電話をかけてしまった場合、高額な通話料金を請求される可能性があります。
- 海外との電話が不要な方は、国際電話番号をブロックしましょう!!

**固定電話・ひかり電話の場合** 国際電話不取扱受付センターにお問い合わせください。

☎0120-210-364(通話料無料)

**スマホ・携帯電話の場合** 各通信会社が提供するサービスをご利用ください。

詳しくは各通信会社にお問い合わせください。



悪質商法  
ひっかからん蔵

**2月～3月は還付金詐欺にもご注意ください！** 2月～3月は、区役所や年金事務所等の職員を名乗る者から電話があり、医療費や保険料などが還付されるなどと言って口座番号を聞き出そうとしたり、ATMへ誘導してお金を振り込ませようとする「還付金詐欺」が増える傾向にあります。不審な電話には十分に注意して、知らない番号からの電話には出ないようにしましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

**相談専用電話 ☎043-207-3000**

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く